

第6号様式別表1の3記載の手引

1 この計算書の用途等

この計算書は、連結法人であった法人（控除対象個別帰属調整額、控除対象個別帰属税額又は控除対象個別帰属還付税額の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人に限り、通算法人及び通算法人であった法人を除きます。）が記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。	
3 「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
4 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	<p>法人税の申告書（別表1。以下「別表1」といいます。）の「法人税額計」の欄（10の欄）の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載します。</p> <p>なお、（ ）内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額（「法人税額計」の欄（別表1の10の欄）の上段に外書として記載された金額）、税額控除超過額相当額等の加算額（別表1の5の欄の金額）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表1の7の欄の金額）の合計額を記載します。</p>	
5 「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」	<p>下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額を記載します。</p> <p>(1) 租税特別措置法第42条の4第1項（一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(9)）の23の欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の4第4項（中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。</p> <p>(2) 租税特別措置法第42条の4第7項（特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(12)）の11の欄の金額</p> <p>(3) 租税特別措置法第42条の10第2項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(17)）の25の欄の金額</p> <p>(4) 租税特別措置法第42条の11第2項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(18)）の25の欄の金額</p> <p>(5) 租税特別措置法第42条の11の2第2項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(19)）の20の欄の金額</p> <p>(6) 租税特別措置法第42条の11の3第2項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(20)）の18の欄の金額</p> <p>(7) 租税特別措置法第42条の12第1項又は第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(21)）の30の欄の金額</p> <p>(8) 租税特別措置法第42条の12の2第1項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(22)）の10の欄の金額</p> <p>(9) 租税特別措置法第42条の12の5第1項又は第2項（給与等</p>	

	<p>の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除) の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(24)) の45の欄の金額</p> <p>※ 租税特別措置法第42条の12の5 第3項及び第4項(中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除) の規定に係る金額は記載しないでください。</p> <p>(10) 所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号) 第8条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「令和7年旧措置法」といいます。) 第42条の12の6 第2項(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除) の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(25)) の20の欄の金額</p> <p>(11) 租税特別措置法第42条の12の6 第2項(生産工程効率化等設備を取得した場合の法人税額の特別控除) 又は令和7年旧措置法第42条の12の7 第4項若しくは第5項(情報技術事業適応設備を取得した場合又は事業適応繰延資産となる費用を支出した場合の法人税額の特別控除) の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(26)) の41の欄の金額</p> <p>(12) 租税特別措置法第42条の12の6 第3項又は第6項(産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除) の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(27)) の34の欄の金額</p>
6 「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額④」	第6号様式別表2の7の⑤の「計」及び第6号様式別表2の8の④の「計」の各欄の金額の合計額を記載します。
7 「控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額⑤」	第6号様式別表2の5の④の「合計」の欄の金額を記載します。
8 「退職年金等積立金に係る法人税額⑥」	法人税の申告書(別表21)の12の欄の金額を記載します。
9 「課税標準となる法人税額 ③ -④-⑤+⑥ ⑦」	この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。